

【建築確認申請用】盛土規制法判定チェックリスト

記載日: 年 月 日

建築主氏名	申請地の地名地番	設計者(確認者)氏名

宅地造成及び特定盛土等規制法(以下「盛土規制法」という。)の規制区域内(新潟県内全域)においては、実施する宅地造成等(土石の堆積を除く。以下同じ)の規模に応じて盛土規制法の許可が必要となる場合があります。

盛土規制法の許可に関する規定は、建築基準関係規定に該当するため、設計者の責任において許可対象となる宅地造成等の有無を確認してください。

なお、今後現場で行われる宅地造成等が、この記載と異なり、盛土規制法における許可が必要であることが明らかになった場合は、速やかに盛土規制法を所管する行政庁へ連絡してください。

区域 区分	許可対象となる宅地造成等に関する工事 (盛土規制法第12条又は第30条)	該当 有無	対応
□ 宅地造成等工事規制区域	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) イメージ図 ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。	□ 有	☐ 盛土規制法第12条の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可書の写し又は省令第88条証明※4を確認申請書に添付 ☐ 盛土規制法第15条第2項の規定に基づく開発許可によるみなし許可として開発許可通知書の写しを確認申請書に添付
	要件 ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く) イメージ図	□ 無	☐ 本チェックリストを確認申請書に添付 事前相談を行った場合は次の項目を記載 相談先:新潟県土木部都市局 都市政策課盛土規制係 相談日: 担当者:
□ 特定盛土等規制区域	要件 ①盛土で高さが 2m超 の崖※を生ずるもの ②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの ③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く) イメージ図 ※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。	□ 有	☐ 盛土規制法第30条の規定に基づく特定盛土等に関する工事の許可書の写し又は省令第88条証明※4を確認申請書に添付 ☐ 盛土規制法第34条第2項の規定に基づく開発許可によるみなし許可として開発許可通知書の写しを確認申請書に添付
	要件 ④盛土で高さが 5m超 となるもの(①、③を除く) ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) イメージ図	□ 無	☐ 本チェックリストを確認申請書に添付 事前相談を行った場合は次の項目を記載 相談先:新潟県土木部都市局 都市政策課盛土規制係 相談日: 担当者:

※1 表中の工事に該当する場合であっても、盛土規制法第12条又は第30条のただし書の規定等により許可不要や規制対象外となる場合があります。疑義が生じる場合は※5に記載の盛土規制法を所管する行政庁に御確認ください。

※2 確認申請の敷地と宅地造成等の範囲が異なる場合、宅地造成等の範囲で許可の要否を判断してください。

※3 該当「無」の場合の事前相談は必須ではありません。疑義が生じる場合のみ※5に記載の担当まで御連絡ください。

※4 「対応」欄の「省令第88条証明」とは、盛土規制法施行規則第88条に規定する証明書を言います。

※5 盛土規制法を所管する行政庁は次のとおりです(新潟市を除く)。

新潟県土木部都市局都市政策課盛土規制係 TEL 025-280-5932(直通)